

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市中小企業資金利子補給金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（新型コロナウイルス感染症に関連するものは除く。）」を削り、「第12回目までに支払った利息」の次に「（国、県その他団体等から利息相当額の利子補給を受けており、実質的に利息の負担がないものは除く。）」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。